令和６年度補正予算　文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業
「ＮＦＴ技術を活用した地方文化振興の新しい事業モデル作り」
公募要領

１．事　業　名

令和６年度補正予算　文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業
「ＮＦＴ技術を活用した地方文化振興の新しい事業モデル作り」実施業務

２．事業の趣旨

「文化芸術推進基本計画（第２期）」（令和５年３月２４日閣議決定）では重点取組として「デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進」を掲げている。デジタル技術は、人の活動において従来感覚的な把握に頼っていた要素の客観化や人の内面にある無自覚・無意識的な認識の可視化、情報の集積による新たな知見の発見などに長けており、これまで文化芸術活動において適正に評価できてこなかった価値（社会的価値、経済的価値を含む）を可視化したり、情報発信することなどが可能になると考えられる。

本事業では、ブロックチェーンを基盤とするＮＦＴ[1]技術を活用した文化芸術活動の価値の可視化・最大化や課題の可視化・改善、データ等の集積による付加価値の創出等の取組を実施し、その成果として文化芸術団体等への民間からの支援や投資の拡大により持続的に発展可能な事業モデルを構築することを目的とする。

３．事業の内容

以下のテーマに掲げる業務を実施するものとする。

３．１　業務内容

テーマ：ＮＦＴ技術を活用した地方文化振興の新しい事業モデル作り

〇前記の事業趣旨を踏まえ、ＮＦＴ技術と文化芸術の組み合わせを核として、関係人口の創出・増大や新たな魅力発信など、地方の文化芸術の持続的な継承・発展に資する新しい事業モデルの構築に取り組み、実証すること。

〇以下の業務内容について必ず事業実施計画に含めること。但しこれらの他に意欲的な業務内容の追加も可能とする。

① 現状分析（情報収集、インタビュー、課題の深掘り、要因分析等）
② 持続的に発展可能な事業モデルの仮説構築（①の分析結果に基づく）
③ 仮説に対する実証計画の具体化
④ 実証の実施
⑤ 実証結果の分析（データ整理、考察、残課題の抽出、得られた知見の整理等）
⑥ 報告資料の作成（全国の関係者（地方公共団体、文化芸術団体、文化庁を含

[1] Ｎｏｎ－Ｆｕｎｇｉｂｌｅ　Ｔｏｋｅｎの略であり、ブロックチェーン上で発行された代替性の無いトークン。

む文化芸術分野の関係者等）が広く活用可能な内容とすること）

⑦ その他、上記の業務実施に付随して必要な業務

〇実証に当たっては、本事業の成果を広く全国に波及させるため、以下の事項について検討を行い、具体的な実行可能性のある知見を得ること。

・ＮＦＴ技術の活用が有効と考えられる文化芸術の領域や特性

・ＮＦＴ技術の活用により、可視化・最大化が可能となる文化芸術の価値や解決・改善が可能となる課題

・他のデジタル技術ではなく、ＮＦＴ技術を活用することの利点（特に、ＮＦＴ技術でしかなしえないものを特定する）

・デジタル技術以外のもので、ＮＦＴ技術の活用を効果的に進めるために必要となる諸要素（地域コミュニティのあり方、地域内で活動する中間支援者の存在など）

・本事業により実施された取組の継続性を確保するための方策（特に、運営体制、財政、地元自治体・団体等との連携のあり方など、本事業終了後の継続的な実施のために必要となるもの）

〇事業モデルの構築に当たっては、運営体制や財政面なども考慮し、本事業終了後も関係者において同様の取り組みを継続することが可能なものとなるよう努めること。

〇取組の成果を取りまとめ、全国の関係者が広く活用可能な報告資料とすること。

〇本業務を効果的に実施するためには、地方公共団体や文化芸術団体等と連携して取り組むことが重要であるため、それらの団体等と連携する体制が構築されていることを企画提案書に明記すること。

３．２ 事業運営上の留意事項

- やむを得ず事業計画書の内容を変更せざるを得ない場合は、事前に文化庁へ相談すること。
- 受託者は２週間に１回（予定）の定例会を開催し議事録を作成すること。定例会では業務の進捗状況を文化庁へ報告するとともに、適宜文化庁と協議を行いながら事業を実施すること。
- 本事業の成果がモデルとなり、今後も活用されることを見据えて、用語やルールについてはデジタル庁が発行するデジタル社会推進標準ガイドライン[2]に準拠すること。
- 本業務を推進する上で必要となる機器、ソフトウェア等の必要経費がある場合は、受託者の負担で用意すること。
- 本事業を確実に実施するため、受託者側での進捗管理、リスク管理などを適宜実施すること。

[2] デジタル社会推進標準ガイドライン（デジタル庁）URL：https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines

３．３ 成果物と提出方法

業務の中間成果物、議事録（いずれも電子ファイル）は随時速やかに文化庁に提出すること。中間成果物は定例会の報告資料、設計案資料、デザイン案資料等を含む。最終成果物は下記に示すものを必須項目とする。

【最終成果物】

１. 業務で作成した報告書（ＭＳ社のワード、パワーポイント等の編集可能な電子ファイル）。通常の報告書の他に、網羅的な内容を含む報告書（詳細版）の２パターンとすること。

２. 必要に応じて、上記報告書の付録データ（実証で得られた結果データ、整理前のロングリスト等）

３. プログラミング開発等を行った場合は、文化庁が事業完了の確認を行う為の動作環境（ブラウザ上で動作するプログラムのＵＲＬ等。物理的な機器の文化庁への譲渡は不要とする。）

【提出方法】

事業開始後に指定するメールアドレス等へ電子ファイルで提出すること。

最終成果物提出期限：令和８年３月３１日（火）

４．企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

５．公募対象

公募対象は、次の（１）又は（２）の要件のいずれかを満たす我が国の団体とする。

（１）法人格を有する団体

（２）法人格を有しないが、以下の要件を全て充たしている団体

ア　定款、寄附行為に類する規約等を有すること

イ　団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ　自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

エ　団体活動の本拠としての事務所を有すること

６．事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約日～令和８年３月３１日

事業規模：１件当たり２０百万円（税込）を上限とする

採択件数：２件（予定）　※採択件数は審査委員会が決定する

７．選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法ついては別添「審査基準」のとおり。選定終了後、１０日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

８．公募説明会の開催

開催日時：令和７年６月１７日（火）１４時００分～

開催場所：オンライン開催（Zoom を利用）

説明会の参加に当たっては事前登録が必須である。参加を希望する場合は下記 10.（１）の宛先に E-mail にて所属、氏名、メールアドレス、電話番号を記入の上、申請すること（申請〆切 令和７年６月１６日１７：００）。説明会当日までに説明会のＵＲＬリンクを送付する。説明会へ入室する際は、名前を登録時の所属、名前で入室すること。なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

９．参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

１０．企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

（１）提出場所

住　所：〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２

担　当：文化庁文化経済・国際課

「令和６年度補正予算 文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業」担当

電　話：０３－５２５３－４１１１（代表）内線２８３６

E-mail： kei-sai@mext.go.jp

（２）提出方法

① ＰＤＦ形式にした提案書をメール添付にてkei-sai@mext.go.jpまで提出すること。

② メールの件名及び添付ファイル名は、ともに「令和６年度補正予算 文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業_（法人・団体名）」とすること。

③ 添付ファイルは１通にまとめて送信すること。ただし、メールサーバの容量の関係により大容量データファイルは直接受け取れない場合があるため、上記アドレスにその旨を別途連絡すること。ファイルサーバ経由の提出方法について指示する。

④ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

⑤ メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

⑥ その他

・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。

・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

（３）提出書類

①　企画提案書（電子データ（ＰＤＦ形式））

②　審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し（電子データ（ＰＤＦ形式））

③　誓約書（電子データ（ＰＤＦ形式））

④　本件に関する事務連絡先（様式は任意）（電子データ（ＰＤＦ形式））

⑤　(任意団体の場合)応募要件を満たすことを証する書類

（４）提出期限

令和７年７月１１日（金）１１時必着

※　すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※　E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※　提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

（５）その他

①企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

②企画提案書等は選定委員会員及び本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開又は特定の者へ開示を行うことがあるので一切の秘密情報が含まれないものとし､公開に当たって発生するリスクについては提案者が負うものとする。

③採択された場合の企画提案書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

１１．誓約書の提出

（１）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

（２）前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

１２．契約締結に関する取り決め

（１）契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要ではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格と

は必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

（２）契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

１３．スケジュール

（１）審　　査：令和７年７月中旬～下旬頃

（２）採択決定：令和７年７月下旬頃

（３）契約締結：令和７年８月上旬頃

※　契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

１４．その他

（１）採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

（２）公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

（３）事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

（４）再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

（５）再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

（６）選定した企画の内容は、文化庁と選定者の協議の上、変更することがある。

（７）審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

・　業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）

・　委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料
（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、一般管理費算定根拠資料、見積書など）
・　再委託に係る委託業務経費内訳
・　別紙（銀行口座情報）

１５．問い合わせ先

文化庁文化経済・国際課
E-mail： kei-sai@mext.go.jp

審　査　基　準

Ⅰ　審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

Ⅱ　評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、Ⅳに示す評価項目ごとに、Ⅴに示す評価基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

Ⅲ　採択案件の決定方法

７０点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。

評価点が合格最低基準点を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、次項に定める選定委員会の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一者を採択案件に決定する。ただし、提案者の企画が一定の基準に達していないと委員会が判断した場合、委員会の判断により採択をしないこともある。

Ⅳ　評価項目

１．事業内容に関する評価（各１０点満点、合計６０点満点）

① 公募要領で示した趣旨、業務を的確に理解し、その達成に向けた事業提案であること。
② 事業推進と報告書作成方針に関して、方法と内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
③ 事業成果を高めるための工夫や、有益な追加提案がなされていること。
④ 事業提案が単発的な実証に終わることなく、本事業終了後も持続的に発展可能な事業モデルに育つ可能性が期待できること。
⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。
⑥ 実施計画・手順等に無理がなく、実現性があること。

２．事業の実施体制に関する評価（各１０点満点、合計３０点満点）

① 事業実施に必要な体制が整っていること。
② 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウ及び実績を有していること。
③ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

３．ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（１０点満点）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

Ⅴ　評価基準

（１）評価項目の「１. 事業内容に関する評価」及び「２. 事業の実施体制に関する評価」については以下の５段階評価にて採点を行う。

評価項目　１ 事業計画に関する評価

１０点・・・特に優れている　７点・・・優れている　５点・・・普通 ３点・・・やや劣っている　１点・・・劣っている

評価項目　２ 事業主体に関する評価

１０点・・・特に優れている　７点・・・優れている　５点・・・普通 ３点・・・やや劣っている　１点・・・劣っている

（２）評価項目の「３. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

〇えるぼし認定等（女性活躍推進法）

・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝４点

・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝６点

・認定段階３＝８点

・プラチナえるぼし認定＝１０点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝２点

〇くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業等

（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

・くるみん認定①（平成２９年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項に掲げる基準による認定）＝４点

・トライくるみん認定①（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第１４６号。以下「令和６年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条第　１項第３号及び第４号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）＝６点

・くるみん認定②（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和３年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））＝６点

・トライくるみん認定②（令和７年４月１日以降の基準）（令和６年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１　項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）＝６点

・くるみん認定③（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）（令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号又は令和６年改正

省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。）） ＝６点

・くるみん認定④（令和７年４月１日以降の基準）（令和６年改正省令による新施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定） ＝８点

・プラチナくるみん認定＝１０点

・行動計画（令和７年４月１日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） ＝２点

〇ユースエール認定（若者雇用促進法）

・ユースエール認定＝８点

〇上記以外＝０点

審査要領

令和６年度補正予算　文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業「ＮＦＴ技術を活用した地方文化振興の新しい事業モデル作り」実施業務における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第１　審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第２　審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁文化経済・国際課に申し出なければならない。

①　競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合

②　審査委員が所属している機関から申請があった場合

③　審査委員自身が、過去５年以内に競争参加者から寄附を受けている場合

④　審査委員自身が、過去５年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合

⑤　審査委員自身と競争参加者との間に、過去５年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合

⑥　審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合

⑦　その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

２　前項の１号から６号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、７号に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

３　審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
４　審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不正な働きかけ）
第３　審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁文化経済・国際課に報告しなければならない。
２　文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。